

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築住宅課

許認可等の内容		特定公共賃貸住宅家賃等の減免又は徴収猶予
根拠法令等及び条項		栃木市特定公共賃貸住宅条例第16条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市特定公共賃貸住宅条例第16条 栃木市特定公共賃貸住宅条例施行規則第10条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成25年12月20日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市特定公共賃貸住宅条例抜粋 (家賃の減免又は徴収猶予)</p> <p>第16条 市長は、前2条の規定にかかわらず、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃又は入居者負担額の減免又は徴収猶予を必要と認める者に対して、市長が定める減免基準により当該家賃又は入居者負担額の減免又は徴収猶予をすることができる。</p> <p>(1) 入居者（第6条第1項第1号に規定する親族を含む。以下この条において同じ。）の収入が著しく低額となったとき。</p> <p>(2) 入居者が疾病にかかったとき。</p> <p>(3) 入居者が災害により著しく損害を受けたとき。</p> <p>(4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。</p> <p>栃木市特定公共賃貸住宅条例施行規則抜粋 (家賃等の減免等)</p> <p>第10条 入居者が、条例第16条の規定による家賃等の減免を受けようとするときは、特定公共賃貸住宅家賃等減免（延納）許可申請書（別記様式第7号）により申請しなければならない。</p>	